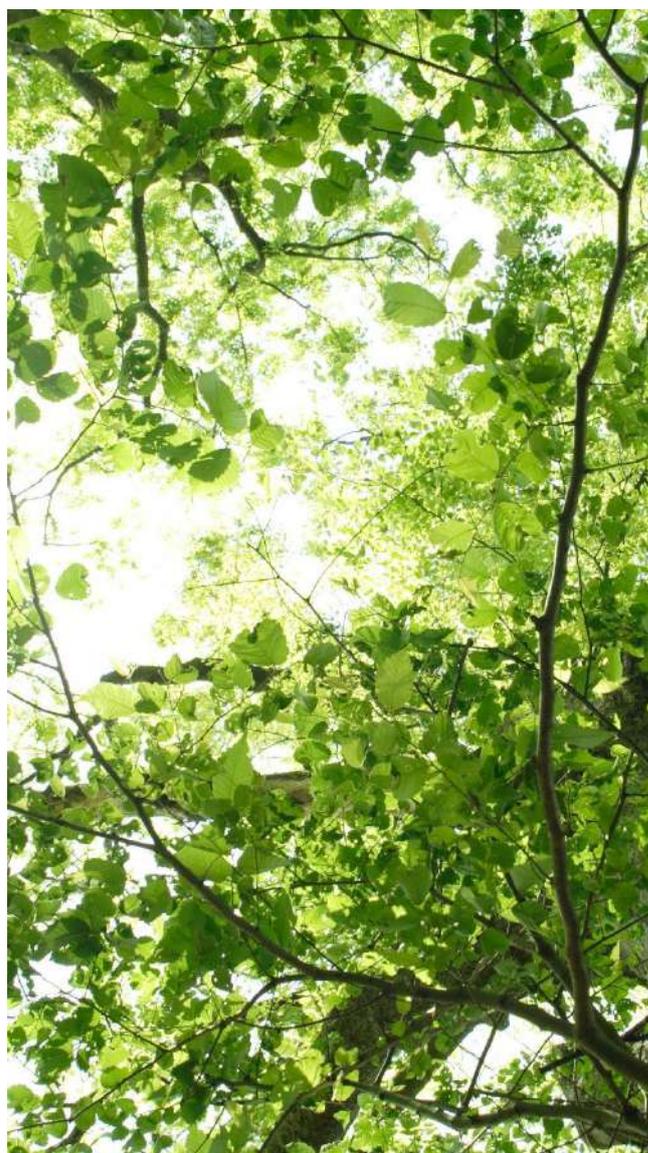


# 北海道教育大学附属図書館概要

## 令和3年度(2021年度)



北海道教育大学附属図書館

1.	沿革 -----	1
2.	組織 -----	5
	1. 組織	
	2. 附属図書館運営委員会	
	3. 職員数	
3.	年間活動 -----	6
	1. 主要事業等の概要	
	2. 主な行事・会議等	
	3. 各種研修等の受講状況	
4.	利用状況 -----	8
	1. 利用対象者数	
	2. 開館日数	
	3. 入館者数	
	4. 館外貸出	
	5. 参考業務利用件数	
	6. 情報リテラシー教育実施件数	
	7. 文献複写件数	
	8. 図書館間相互貸借件数	
	9. 電子資料利用件数	
5.	資料 -----	10
	1. 蔵書冊数	
	2. 雑誌所蔵種類数	
	3. 視聴覚資料所蔵件数	
	4. 電子資料	
	5. 図書・視聴覚資料受入数	
	6. 雑誌・新聞受入種類数	
	7. 資料購入経費	
	8. 附属図書館コレクション	
	9. 大型コレクション	
6.	学術リポジトリ -----	13
	1. 登録コンテンツ数	
	2. コンテンツ・ダウンロード件数	
	3. サイト・アクセス数	
7.	利用案内 -----	14
	1. 開館時間及び休館日	
	2. 資料の貸出	
	3. 各種サービス	
8.	施設・設備 -----	15
	1. 施設一覧	
	2. 施設面積	
	3. 設備	
	4. 視聴覚機器保有台数	
	5. 各館平面図	
9.	関係規則 -----	19

昭和 24 年	6 月	北海道学芸大学開学
25 年	8 月	附属図書館開設 札幌に中央館(管理係, 整理係及び運営係の 3 係制), 函館・旭川・釧路・岩見沢に分館(図書係の 1 係制)を置く
27 年	8 月	北海道学芸大学附属図書館規程を制定し, 図書館協議会を置く
29 年	7 月	中央館の事務組織を整理運用係及び運営係の 2 係制に変更する
31 年	7 月	函館分館新築落成
	12 月	新着雑誌目次速報『学術文献収報』刊行(昭和 53 年 7 月, 第 199 号をもって休刊となる)
32 年	4 月	中央館の事務組織を総務係, 整理係及び運用係の 3 係制に変更する
	10 月	『洋書目録(昭和 26 年～昭和 30 年)』刊行
34 年	11 月	中央館新築落成
36 年	6 月	岩見沢分館新築落成
	10 月	旭川分館新築落成
38 年	11 月	釧路分館新築落成
39 年	12 月	『北海道学芸大学図書館報』創刊
40 年	4 月	函館分館増築落成
41 年	4 月	北海道学芸大学附属図書館を北海道教育大学附属図書館に改称する
42 年	4 月	札幌分室及び図書館運営委員会を置く 各館において指定図書制度を実施する(学内予算) 文部省指定図書予算の配分    43 年 4 月 函館分館 44 年 4 月 札幌分室 45 年 4 月 釧路分館 46 年 4 月 旭川分館及び岩見沢分館
	7 月	『洋書目録－教育編－1949～1966』刊行
43 年	5 月	事務組織規程の改正により, 分校図書係を分館図書係に改称する
	8 月	中央館に参考係を設置し, 4 係制に変更する
44 年	3 月	『和漢書総合目録－教育編－1949～1966』刊行
45 年	2 月	『北海道教育大学図書総合目録－人文科学編－1965～1968』, 『北海道教育大学図書総合目録－社会科学編－1965～1968』, 『北海道教育大学図書総合目録－自然科学編－1965～1968』刊行
	3 月	『北海道教育大学学術雑誌総合目録 1969 年版』刊行
46 年	3 月	『北海道教育大学図書総合目録 1969 年版』刊行(以降, 1988 年版まで毎年刊行)
48 年	3 月	旭川分館新築落成
	4 月	『北海道教育大学附属図書館目録規則－第 1 版－』制定施行
50 年	3 月	『北海道教育大学学術雑誌総合目録 1974 年版』刊行
52 年	1 月	『北海道教育大学附属図書館 NDC 補充表』刊行
	6 月	昭和 52 年度国立大学図書館協議会岸本奨励賞受賞 (北海道教育大学附属図書館における整理業務の合理化・標準化)
	7 月	「北海道教育資料収集整備計画」策定実施
	10 月	『北海道教育大学附属図書館目録規則－改訂第 2 版－附:教科書分類規程』制定施行
53 年	7 月	札幌分室及び岩見沢分館で時間外閲覧業務を実施する
54 年	1 月	『教育資料通信』(北海道教育資料収集整備計画広報連絡誌)刊行(以降, 第 20 号まで刊行)
	2 月	『北海道教育資料目録』第 1 集及び第 2 集刊行(以降, 第 16 集まで刊行)
	4 月	函館分館, 旭川分館及び釧路分館で時間外閲覧業務実施する(全館)
	12 月	岩見沢分館新築落成
55 年	2 月	函館分館増築落成

昭和 55 年	3 月	『北海道教育大学学術雑誌総合目録 1979 年版』刊行
56 年	3 月	『北海道教育大学図書総合目録索引－教育編－』刊行(以降、人文科学編, 社会科学編及び自然科学編の順に 1989 年 2 月まで年 1 編刊行)
60 年	6 月	昭和 60 年度国立大学図書館協議会賞受賞 (北海道教育大学附属図書館における北海道教育資料収集整備事業)
62 年	4 月	中央館(札幌分室)新築移転(札幌市中央区南 22 条から同市北区あいの里へ)
63 年	2 月	図書館業務の電算化開始(学術情報センターの目録システムに参加。北海道大学図書館システム端末で学術情報センターとオンライン接続し, 図書及び雑誌の目録所在情報データの入力を開始する)
平成 2 年	4 月	中央館に図書館専門員を配置する
3 年	3 月	『北海道教育大学所蔵逐次刊行物総合目録 1991 年版』刊行
4 年	4 月	学術情報センター ILL システムによる相互利用サービス開始
5 年	4 月	土曜日の時間外閲覧業務を実施する(全館)
6 年	8 月	釧路分館新築落成
7 年	3 月	図書館業務用電子計算機システム更新(富士通・ILIS) CD-ROM サーバシステム運用開始
	4 月	日曜日の時間外閲覧業務を実施する(中央館)
	5 月	オンライン目録検索(OPAC)サービス開始
	7 月	目録情報の遡及入力を開始する
	10 月	日曜日・祝日の時間外閲覧業務を実施する(岩見沢分館)
8 年	2 月	旭川分館書庫増設(電動書架設置)
	4 月	祝日の時間外閲覧業務を実施する(中央館)・日曜日の時間外閲覧業務を実施する(函館分館)
10 年	10 月	「北海道教育資料データベース」構築(副読本, 記念誌・沿革誌, 教科書の書誌データの入力を開始する)
	11 月	『北海道教育資料収集整備事業実施報告書』刊行
11 年	2 月	図書館情報システムをリコー・LIMEDIO(UNIX 版)に更新し, 閲覧管理業務, 図書・雑誌受入管理業務を開始する CD-ROM サーバシステム更新 「第Ⅱ期北海道教育資料収集整備計画」策定
	11 月	北海道教育大学創立 50 周年並びに大学院修士課程完成を記念し, 「北海道教育資料展」を開催する
13 年	3 月	ブックディテクション更新(中央館)
	4 月	文献複写料金徴収猶予電子的申請・許可システムの導入 平日の時間外閲覧業務時間の延長を実施する(中央館, 函館分館, 旭川分館) 文献画像伝送システム導入(10 月運用開始)
	10 月	平日の時間外閲覧業務時間の延長を実施する(釧路分館, 岩見沢分館)
14 年	3 月	「附属図書館の整備について(基本方針)」策定
	10 月	図書館利用者アンケート実施
15 年	2 月	「附属図書館中期目標・中期計画」策定 図書館情報システム更新(リコー・LIMEDIO Windows 版)
	3 月	ブックディテクション更新(函館分館, 旭川分館, 岩見沢分館)
	6 月	『附属図書館自己点検評価報告(図書館利用者アンケート集計結果)』公表
	10 月	電子ジャーナル利用に関するアンケートの実施
16 年	1 月	休業期間中の開館日, 開館時間を拡大する(全館) 携帯電話版 OPAC 公開
	3 月	自動貸出返却装置導入(中央館)
平成 16 年	3 月	ブックディテクション更新(釧路分館)

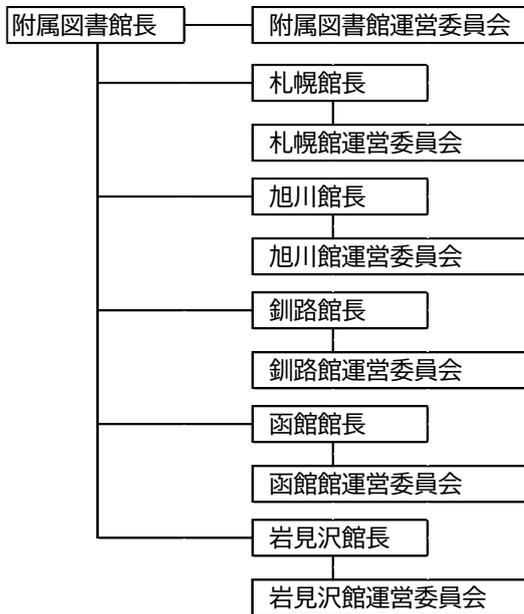
- 4月 国立大学法人北海道教育大学設置  
組織改組により分館及び分室の呼称を廃止し、附属図書館の構成館を札幌館、函館館、旭川館、釧路館、岩見沢館に改称する  
組織改組により図書館事務部を廃止し、事務局学術情報室及び各校室学術情報グループを設置する  
(係制を廃止し、グループ制を導入する)
- 6月 北海道地区大学図書館相互利用サービス加入
- 10月 「学術情報の集約化に関する検討会」の報告を受け、紀要発行事務を学術情報室が担当する
- 17年 4月 『第Ⅱ期北海道教育資料収集整備計画実施報告書』公開
- 18年 4月 マイライブラリ・サービス運用開始
- 6月 図書館利用者アンケート実施
- 19年 3月 『附属図書館自己点検評価中間報告書』刊行
- 4月 無線LANアクセスポイント設置(全館)
- 20年 3月 機関リポジトリシステム導入  
国立大学法人北海道教育大学学術リポジトリ管理運営規則制定
- 4月 図書館情報システム更新(リコー・LIMEDIO)
- 6月 北海道教育大学学術リポジトリ試験公開
- 8月 図書館学外利用者アンケート実施
- 9月 文献画像伝送システム中止
- 10月 図書館利用者(学生・院生)アンケート実施
- 21年 1月 『図書館学外利用者アンケート調査実施報告書』公開
- 5月 リポジトリに関するアンケート調査実施
- 12月 電子ジャーナルに関するアンケート調査実施
- 22年 2月 北海道教育大学学術リポジトリ正式公開
- 3月 『電子ジャーナルに関するアンケート調査実施報告書』公開
- 22年 4月 Web 貸出サービス(北海道内学校(小中学校, 幼稚園, 高等学校, 教育支援学校)教諭対象郵送貸出サービス)開始
- 9月 CD-ROM サーバシステム中止
- 12月 図書館入館システム導入(全館)  
自動貸出返却装置導入(函館館, 旭川館, 釧路館, 岩見沢館)  
// 更新(札幌館)  
ブックディテクション更新(全館)  
札幌館1階保存庫に電動書架増設
- 23年 1月 図書館利用者アンケート調査実施
- 2月 北海道教育大学附属図書館資料収書方針制定(館長裁定)
- 3月 『図書館利用者アンケート調査実施報告書』公開  
各構成館資料収書方針制定
- 7月 図書館学生サポーター制度導入
- 24年 3月 『附属図書館第Ⅰ期中期目標・中期計画報告書(自己点検評価報告書)』公開
- 4月 附属図書館長の札幌館長の兼務を解く
- 25年 4月 図書館情報システム更新(リコー・LIMEDIO Web 版)
- 9月 電動集密書架更新・改修(全館)
- 26年 3月 北海道教育大学附属図書館除籍要項制定
- 4月 事務局学術情報室学術情報グループを学術情報管理及び学術情報支援の2グループ制に変更する
- 27年 5月 図書館利用者アンケート調査実施

平成 27年	7月	『平成27年度図書館利用者アンケート調査実施報告書』公開
	28年 4月	旭川館ラーニング・commons開設
	29年 4月	釧路館ラーニング・commons開設
	30年 4月	札幌館ラーニング・commons開設
		図書館情報システム更新(リコー・LIMEDIO)
	6月	附属図書館機能強化プロジェクト開始
	12月	大学紀要バックナンバー掲載論文のリポジトリ登録を開始する
31年	1月	フィルムライブラリー制の廃止
令和 元年	10月	学外文献複写料金の改定
令和 2年	2月	電子ジャーナル意向調査実施
	3月	自動貸出返却装置更新(旭川館, 釧路館, 函館館, 岩見沢館) 国立国会図書館 図書館向けデジタル化資料送信サービス開始(札幌館)
	4月	新型コロナウイルス感染防止のため臨時休館・短縮開館等の対応を開始する
	9月	電子ジャーナル・データベース意向調査実施 国立国会図書館 図書館向けデジタル化資料送信サービス開始(旭川館)
令和 3年	2月	札幌館改修工事竣工
	3月	自動貸出返却装置更新(札幌館)
	4月	学認(学術認証フェデレーション)によるリモートアクセスの開始

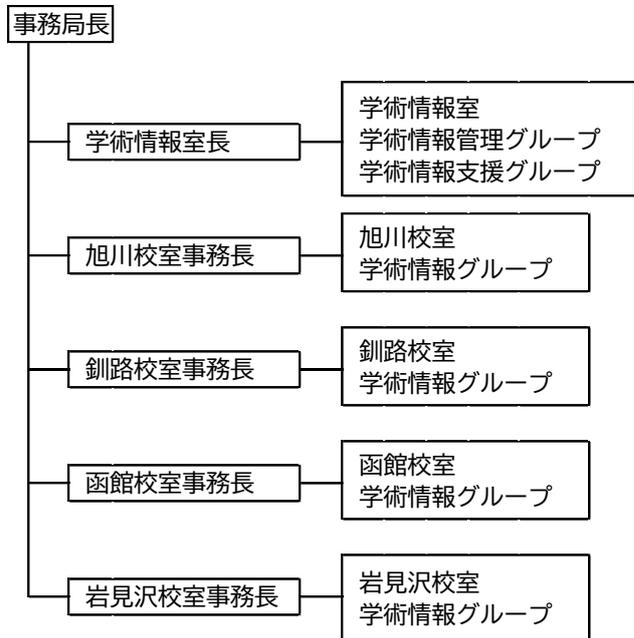
1. 組織

令和3年5月1日現在

(1) 附属図書館組織



(2) 事務組織



2. 附属図書館運営委員会

構成員	職名等	氏名	任期
委員長	附属図書館長・副学長(教授)	海老名 尚	R1.10.1 ~ R3.9.30
委員	札幌館長・教授	木村 賢一	R2.4.1 ~ R4.3.31
	旭川館長・教授	二井 仁美	R3.4.1 ~ R5.3.31
	釧路館長・教授	佐野 比呂己	R3.4.1 ~ R5.3.31
	函館館長・教授	内藤 一志	R2.4.1 ~ R4.3.31
	岩見沢館長・教授	杉山 喜一	R2.4.1 ~ R4.3.31
	札幌校・准教授	千賀 愛	R3.4.1 ~ R5.3.31
	旭川校・准教授	津田 拓郎	R2.4.1 ~ R4.3.31
	釧路校・教授	中川 雅仁	R3.4.1 ~ R5.3.31
	函館校・准教授	古地 順一郎	R2.4.1 ~ R4.3.31
	岩見沢校・准教授	福原 崇之	R2.4.1 ~ R4.3.31
		学術情報室長	吉竹 忍

3. 職員数(学術情報室・各校室学術情報グループ)

職員	職 員	常 勤			補 佐 員	事 務	合 計	担 当 要 員	延 長 開 館
		司 書 補 ※	司 書	其 他					
学術情報室	室長	1				1	6		
	副室長	1				1			
	総括係長・係長	2				2			
	グループ職員	2	1	3		6			
旭川校室	総括係長	1				1	7		
	グループ職員		1		2	3			
釧路校室	参事		1			1	7		
	グループ職員		1		2	3			
函館校室	係長	1	1			2	7		
	グループ職員				2	2			
岩見沢校室	係長	1				1	9		
	グループ職員		1		2	3			
合計		9	6	3	8	26	36		

※国家公務員採用Ⅱ種試験(図書館学)および国立大学法人等職員統一採用試験事務系(図書)採用者を含む

## 1. 主要事業等の概要

## (1)北海道教育大学第 III 期中期目標・計画(図書館担当の実施について)

## 第Ⅲ期中期目標・計画(図書館関係)

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

## 1 教育に関する目標 (2)教育の実施体制等に関する目標

## 3 学生の主体的・能動的学びを支援する環境整備に取り組む。

【中期計画番号8】学生の主体的・能動的学びを促進するため、ラーニングコモنزの整備や e-ラーニングで利用可能なデジタルコンテンツの拡充等学修環境を整備する。

## ●令和2年度附属図書館計画

ラーニングコモنز利用実態の定量的・定性的な評価方法を検討し、それに基づき、ラーニングコモنز及び図書館機能強化プロジェクトの効果を検証するとともに、その結果を受けて、プロジェクトの見直しを行う。また、ラーニングコモنز未整備館については、引き続き、設置に向けて計画を整備する。

## ●令和2年度年度計画の実施状況

## 取組内容

## ◎ラーニングコモنز(以下、「LC」)について

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、休館、開館時間短縮、利用制限等の措置を行った。そのため、グループワーク、ディスカッション等の LC の特色を活かすことは困難であった。
- ・LC の評価方法については、構成館連絡会議等において検討し、定量的方法については、利用人数、利用時間、利用場所及び LC 設置前後の入館者数、貸出冊数等の比較、定性的方法については、アンケートやインタビュー等により、LC の効果を評価する方法案を提示した。
- ・岩見沢館の LC については、数年間に渡る精査を経て、令和3年度に整備されることが決定した。既設の旭川館、釧路館、札幌館の利用状況や什器等の構成を再確認し、音楽・美術の学習活動を支援するための機能・スペースを有する整備計画案を作成した。
- ・函館館では、「グループワーク兼プレゼンテーションエリア」、「ラウンジエリア」、「自習エリア」、「情報検索エリア」で構成される LC を計画。特に「グループワーク兼プレゼンテーションエリア」に重点を置き、設備充実と機能強化を図る内容の計画案を作成した。

## ◎機能強化プロジェクトについて

- ・新型コロナ禍において、機能強化プロジェクトの規模を縮小及び変更して実施した。
- ・札幌館では、平成30年度から開始したラーニングサポーターを継続した。コロナ禍に加え、改修工事により、LC のサポーターの配置は不可能であったため、オンラインによる学修相談デスクを開設した。また、サポーターにより、あるテーマを調べるときに役立つ資料であるパスファインダーの作成に取り組んだ。
- ・旭川館では平成30年度から開始した学修サポーターを継続した。コロナ禍により休館期間があったが、開館再開後、館内及びオンラインでの相談受付を実施した。
- ・釧路館と岩見沢館では「レポート・論文の書き方」ベーシックセミナーを共同開催した。コロナ禍のため Zoom によるオンライン講座として実施。自宅、学習室(釧路館 LC)、講義室(岩見沢校)から参加、視聴した。
- ・函館館では令和2年度小学校教育実習の最終課題として提出された学習指導案 47 件の電子化作業を実施した。

## 取組の効果

- ・ラーニングコモنزの活用はできず、附属図書館機能強化プロジェクトも縮小や変更を余儀なくされたが、一方で、リモートによるサービス促進の道筋を見いだすこととなった。通常開館、ラーニングコモنز利用が従前に戻ることができた場合でも、リモートサービスは並行して展開することが期待できる。また、プロジェクト内容の見直しを検討する契機ともなった。
- ・ラーニングコモنز整備は、令和3年度に岩見沢館で実現する見込みとなった。

## 取組の総括

- ・新型コロナウイルスの影響により、LC の効果を検証することはできなかったが、LC の定量的、定性的な評価方法について検討し、評価方法案を作成した。
- ・附属図書館機能強化プロジェクトを縮小、変更しつつも実施することで、新型コロナウイルスの影響を受けた厳しい状況下において、学生への学修サポートを多少なりとも継続することができ、学生の学力向上に寄与することができたものと思われる。
- ・3年間見送りとなった LC の整備について、4 館目(岩見沢館)の整備が決定した。

## ●令和3年度年度計画

ラーニングコモنز設置館における学修環境整備、及び学修効果について検証する。また、附属図書館機能強化プロジェクトの効果についても検証、総括する。検証は、利用数等の定量的方法、及びアンケート実施などの定性的方法により行い、その結果を基に改善を図る。さらに、それらの検証結果、総括を踏まえ、ラーニングコモنز未設置館の今後の在り方、方向性を検討する。

## (2) 附属図書館機能強化プロジェクト等

構成館	内 容	実施時期
札幌館	オンラインを活用した学修相談等	令和2年10月～12月
旭川館	学修・利用支援サポーターの配置	令和2年10月～令和3年2月
釧路館・岩見沢館共催	レポート・論文の書き方ベシックセミナーの開催	令和2年12月10日
函館館	学習成果物の収集・公開	令和2年2月～3月

## 2. 主な行事・会議等

開 催 日	行事・会議(会場等)
令和2年4月16日～4月24日	第52回国立大学図書館協会北海道地区協会総会(メール会議)
令和2年4月30日～5月13日	第52回国立大学図書館協会北海道地区協会総会(第2回メール会議)
令和2年6月15日～6月19日	北海道地区大学図書館協議会令和元年度3回幹事館会議(持ち回り)
令和2年6月19日～6月29日	第67回国立大学図書館協会総会(オンライン投票)
令和2年6月25日	第1回附属図書館運営委員会(TV会議)
令和2年7月10日～7月15日	北海道地区大学図書館協議会令和元年度第4回幹事館会議(持ち回り)
令和2年8月17日～8月20日	第70回北海道地区大学図書館協議会総会(書面審議)
令和2年8月17日～8月21日	第2回附属図書館運営委員会(メール会議)
令和2年10月7日	第3回附属図書館運営委員会(TV会議)
令和2年10月16日	第53回国立教育系大学図書館協議会総会(オンライン会議)
令和2年11月30日	令和2年度国立大学図書館協会北海道地区協会事務部課室長会議(オンライン会議)
令和2年12月22日	北海道地区大学図書館協議会令和2年度第1回幹事館会議(オンライン会議)
令和3年2月4日～2月8日	第4回附属図書館運営委員会(メール会議)
令和3年3月11日～3月16日	第5回附属図書館運営委員会(メール会議)

## 3. 各種研修等の受講状況

研 修 名	開催日	主催・会場	受講者数
国立大学図書館協会地区協会助成事業北海道地区協会令和2年度企画事業「コロナ禍を生き抜く！大学図書館のリモートサービス基礎知識」	令和3年2月5日	国立大学図書館協会北海道地区協会 オンライン形式	札幌館5名 旭川館4名 釧路館1名 函館館2名 岩見沢館4名
キャンパス・コンソーシアム函館 ライブラリーリンク研修会「テクノロジーが変える図書館のカタチと未来」	令和3年3月8日	キャンパス・コンソーシアム函館図書館 連携プロジェクトチーム オンライン形式	函館館2名

## 1. 利用対象者数(令和3年5月1日現在)

区 分		人 数	
学 生 数	学部	5,017	(6)
	大学院	128	(17)
	教職大学院	101	
	養護教諭特別別科	32	
	研究生	9	(6)
	科目等履修生(学部)	15	
	科目等履修生(大学院)	5	
	特別聴講生	18	(18)
小計	5,325	(47)	
教 職 員 数	教員・役員	361	
	教員(非常勤)	658	
	事務系職員	227	
	小計	1,246	
合 計	6,571	(47)	

( )は外国人留学生で内数

## 2. 開館日数(令和2年度)

区 分	札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館
平日	13	113	236	197	105
夜間	12	43	121	113	63
土曜	2	4	21	21	3
日曜・祝日	2	6	25	19	3
総日数	17	123	282	237	111

## 3. 入館者数(令和2年度)

区 分	札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館	合 計
平日	497	11,775	18,422	14,985	1,837	47,516
夜間	60	545	3,020	888	152	4,665
土曜	17	80	574	380	9	1,060
日曜・祝日	19	117	786	547	5	1,474
総日数	593	12,517	22,802	16,800	2,003	54,715

## 4. 館外貸出(令和2年度)

構成館	教職員		学生		大学院生		学外者		合 計	
	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数
札幌館	480	1,817	759	2,989	152	478	6	11	1,397	5,295
旭川館	362	964	1,980	5,224	183	584	0	0	2,525	6,772
釧路館	498	1,657	4,298	11,385	115	479	1	3	4,912	13,524
函館館	560	1,621	2,628	6,746	170	697	27	61	3,385	9,125
岩見沢館	282	704	666	1,727	86	192	1	1	1,035	2,624
合 計	2,182	6,763	10,331	28,071	706	2,430	35	76	13,254	37,340

※構成館間貸出を含む

## 5. 参考業務利用件数(令和2年度)

構成館	利用者別人数				業務内容別件数				計
	教職員	学生	大学院生	学外者	文献所在調査	事項調査	利用案内	その他	
札幌館	22	139	14	5	13	18	149	0	180
旭川館	67	354	35	0	67	35	354	0	456
釧路館	41	251	7	2	99	6	196	0	301
函館館	12	173	1	5	36	18	137	0	191
岩見沢館	30	346	41	4	58	2	361	0	421
合計	172	1,263	98	16	273	79	1,197	0	1,549

## 6. 情報リテラシー教育実施件数(令和2年度)

構成館	実施回数	参加人数
札幌館	4	35
旭川館	8	83
釧路館	7	36
函館館	5	47
岩見沢館	5	24
合計	29	225

## 7. 文献複写件数(令和2年度)

構成館	学内		学外			
	受付件数	依頼件数	受付件数		依頼件数	
			他大学	その他	他大学	その他
札幌館	84	181	66	5	436	25
旭川館	63	133	83	11	534	95
釧路館	235	87	85	1	276	9
函館館	189	267	236	21	403	85
岩見沢館	110	15	48	2	78	3
合計	681	683	518	40	1,727	217

## 8. 図書館間相互貸借件数(令和2年度)

構成館	学外	
	貸出冊数	借入冊数
札幌館	14	74
旭川館	48	118
釧路館	69	58
函館館	83	130
岩見沢館	73	21
合計	287	401

## 9. 電子資料利用件数(令和2年1月~12月)

データベース	検索結果表示回数
CiNii	154,067
ERIC	286
PsycINFO	1,062
北海道新聞記事データベース	26,393
聞蔵Ⅱビジュアル(朝日新聞)	10,801
ヨミダス歴史館(読売新聞)	5,999
ジャパンナレッジ Lib	8,158
ざっさくプラス	101

※CiNiiのみ検索回数である

電子ジャーナル	閲覧件数
ScienceDirect	8,284
SpringerLink	3,485

電子ブック	閲覧件数
Maruzen eBook Library	615
EBSCOhost eBook collection	102
International Encyclopedia of Education	1

令和3年3月31日現在

## 1. 蔵書冊数

		札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館	計
図書・ 製本雑誌	和書	233,248	170,356	181,972	207,822	120,816	914,214
	洋書	32,477	26,386	19,773	28,817	11,589	119,042
北海道教育資料	和書	4,543	4,095	242	2,175	401	11,456
教科書・ 教師用指導書	和書	32,225	24,206	14,377	12,949	31,293	115,050
合 計	和書	270,016	198,657	196,591	222,946	152,510	1,040,720
	洋書	32,477	26,386	19,773	28,817	11,589	119,042
	計	302,493	225,043	216,364	251,763	164,099	1,159,762

※図書館情報システムに登録された資料のみ記載

## 2. 雑誌所蔵種類数

	札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館	合 計
和雑誌	6,106	4,898	3,940	5,863	1,010	21,817
洋雑誌	240	634	505	868	89	2,336
合 計	6,346	5,532	4,445	6,731	1,099	24,153

## 3. 視聴覚資料所蔵件数

	札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館	合 計
マイクロ資料	630	0	0	160	30	820
カセットテープ	0	40	3	128	7	178
ビデオテープ	1,449	388	203	1,172	406	3,618
スライド	0	0	0	19	0	19
CD	215	417	578	1,200	3,691	6,101
LD	139	0	0	44	0	183
DVD	1,385	1,309	1,488	1,790	1,686	7,658
ブルーレイ	0	56	0	1	101	158
レコード	0	5	0	0	2,488	2,493
映像フィルム	0	0	0	0	11	11
機械可読メディア	227	468	355	355	207	1,612
合 計	4,045	2,683	2,627	4,869	8,627	22,851

## 4. 電子資料

電子ジャーナル	ScienceDirect 約2,280タイトル
	SpringerLink 約1,570タイトル
オンライン データベース	Scopus
	ざっさくプラス
	ジャパンナレッジ Lib
新聞データベース	北海道新聞記事データベース
	聞蔵Ⅱビジュアル(朝日新聞データベース)
	ヨミダス歴史館(読売新聞データベース)
電子ブック	International Encyclopedia of Education (3 <sup>rd</sup> ed.)
	Maruzen eBook Library 830タイトル
	EBSCOhost eBook collection 75タイトル

## 5. 図書・視聴覚資料受入数

		札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館	合計
和書	購入	1,962	1,085	1,453	1,108	623	6,231
	寄贈	339	852	127	83	161	1,562
	その他	0	116	105	52	122	395
洋書	購入	542	56	24	19	6	647
	寄贈	44	62	0	14	2	122
	その他	0	0	29	0	0	29
教科書・ 教師用指 導書	購入	570	701	1,026	678	0	2,975
	寄贈	13	167	0	0	0	180
	その他	0	0	0	0	0	0
北海道 教育資料	購入	0	0	0	0	0	0
	寄贈	1	32	1	0	0	34
	その他	0	0	0	0	0	0
視聴覚 資料	購入	54	156	138	97	39	484
	寄贈	5	5	5	0	6	21
	その他	0	5	0	0	0	5
合計		3,530	3,237	2,908	2,051	959	12,685

## 6. 雑誌・新聞受入種類数

		札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館	合計
和雑誌	購入	218	146	142	205	74	785
	寄贈	285	145	115	273	0	818
	その他	0	0	0	1	0	1
洋雑誌	購入	10	6	8	14	11	49
	寄贈	1	2	2	6	0	11
	その他	0	0	0	0	0	0
日本語 新聞	購入	11	9	10	10	7	47
	寄贈	3	1	3	1	0	8
	その他	0	0	0	0	0	0
外国語 新聞	購入	1	1	0	4	1	7
	寄贈	0	0	0	1	0	1
	その他	0	0	0	0	0	0
合計		529	310	280	515	93	1,727

## 7. 資料購入経費

(千円)

	札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館	合計
図書	3,593	1,155	3,180	2,017	1,756	11,701
逐次刊行物	2,229	1,364	1,474	2,937	1,208	9,212
視聴覚資料	272	533	179	4	481	1,469
教科書・教師用指導書	1,400	2,690	2,701	2,399	0	9,190
電子ジャーナル	3,010	0	0	0	0	3,010
データベース	4,168	0	0	0	99	4,267
電子ブック	1,168	0	0	0	0	1,168
その他	181	0	0	0	0	181
合計	16,021	5,742	7,534	7,357	3,544	40,198

## 8. 附属図書館コレクション

所蔵館	コレクション名	コレクションの概要
全館	教科書	日本国内の教科書資料を収集したもの。往来物、現行検定制度以前の教科書、現行検定制度下の教科書、約10万冊。 
	北海道教育資料	昭和52年度策定「北海道教育資料収集整備計画」に基づいて収集した、北海道内の小学校及び中学校の教育現場で使用された資料。学校教育に関する研究報告、教育行政資料、教科書関係資料、学校・教育団体の沿革史・記念誌、教育家に関する資料、児童・生徒の文集・生活記録、本学に関する資料、僻地教育に関する資料等、約8万点。
札幌館	沖垣資料	沖垣寛(北海道師範学校(札幌校の前身)大正2年卒業)元小樽市緑国民小学校長の旧蔵資料。昭和46年に遺族から札幌館に寄贈されたもの。沖垣氏は、芦田恵之助に師事した国語教育実践者として著名である。資料はノート、原稿、日記、著書など約500点。
	飛島實治氏旧蔵資料	昭和8年から昭和34年まで北海道庁立小樽水産高等学校校長を務めた飛島實治氏の旧蔵資料。小樽水産高等学校に関する資料のほか、実業教育関係、『北海道教育史』編纂資料、道内教育行政資料、教科書等、飛島氏の直筆原稿やノート類を含む約1,370点。
	安孫子孝次氏旧蔵資料	昭和31年から昭和35年まで北海道教育委員会委員を務めた安孫子孝次氏の旧蔵資料。北海道教育委員会関係の資料約600点。

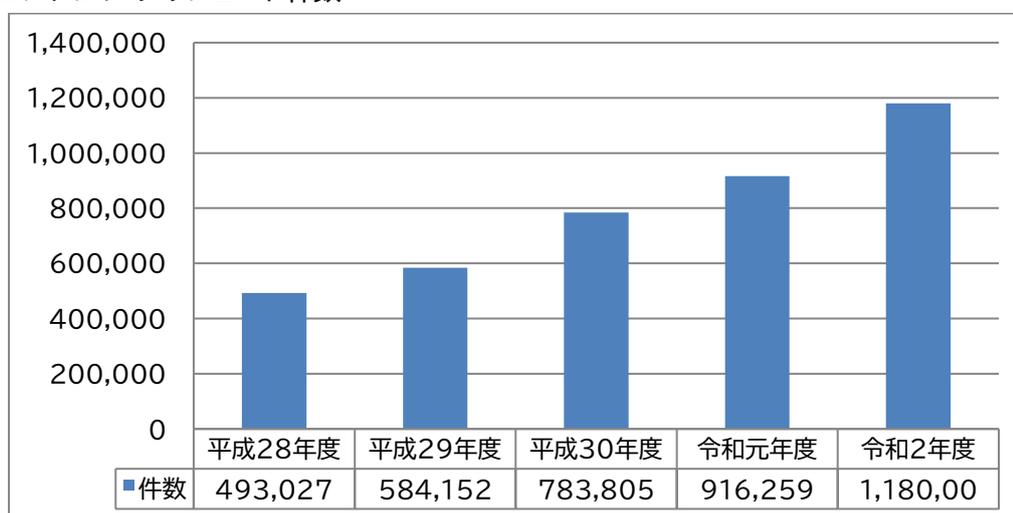
## 9. 大型コレクション

年度	所蔵館	コレクション名	コレクションの概要
昭55年度 外国資料	札幌館	19世紀英国議 会審議関連 資料集成・ 教育関係の部	"Irish University Press Series of British Parliamentary Papers 1801-1899, Blue Books in 1,000 Vols"のうち Education の75冊。 ・Education General 46冊 ・British Museum 4冊 ・Fine Art 6冊 ・Poorer Classes 9冊 ・Public Libraries 2冊 ・Scientific Technicals 8冊
昭58年度 外国資料	函館館	英国教育史関係 コレクション	19世紀後半から現代に至る英国の教育に関するモノグラフ427冊。 ・高等教育 68冊 ・人物研究 65冊 ・宗教教育 19冊 ・教授法 202冊 ・評価/測定 31冊 ・教育社会学 42冊
昭60年度 国内資料	札幌館	資料労働運動史	労働省労務行政研究所が編刊した労働運動史研究の基本史料。昭和20年から昭和55年までの全35巻
昭63年度 外国資料	岩見沢館	全米記録文書 所在目録	National Inventory of Documentary Sources in the United States 全米の主要図書館、文書館、歴史協会及び大学等に所蔵されている文書、手紙、記録等の記録文書の所在目録。マイクロフィッシュ 10,900枚
平4年度 国内資料	札幌館	物語文学 資料集成	静嘉堂文庫及び大東急記念文庫が所蔵する古典籍(マイクロフィルム版)。 ・静嘉堂文庫所蔵 物語文学集成 318リール ・大東急記念文庫所蔵 古写古版物語文学総瞰 付: 随筆・日記・紀行 80リール
平7年度 国内資料	札幌館	古辞書集成	静嘉堂文庫が収蔵する平安時代及び中世に編纂された古辞書類の写本・版本や類書に、国語学者による近世から明治初期に至る辞書・類書・研究書を加えたコレクション178リール(マイクロフィルム)。
		松井簡治蒐集 国語学資料集成	『大日本国語辞典』の著者である松井簡治博士の旧蔵書のうち、江戸時代から明治時代の国語学研究的基礎資料54リール(マイクロフィルム)。

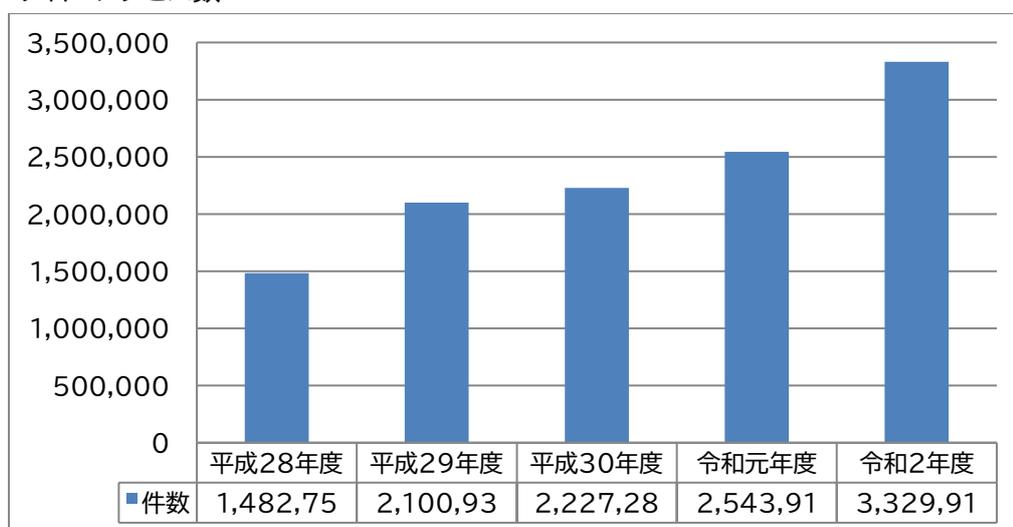
## 1. 登録コンテンツ数(令和3年3月31日現在)

種 類	書誌件数	本文件数(内数)
学術論文雑誌	85	70
研究報告書	63	63
図書	14	13
紀要論文	8,175	7,376
会議発表用資料	5	4
教材	16	16
一般雑誌記事	5	4
その他	1,688	1,671
合 計	10,051	9,217

## 2. コンテンツ・ダウンロード件数



## 2. サイト・アクセス数



## 1. 開館時間及び休館日

構成館	開館時間		休館日
	月曜日～金曜日	土・日曜日・祝日	
札幌館	8:30～22:00	10:00～17:00	年末・年始(12月29日～1月3日), 入学試験日, その他図書整理, 行事等 による臨時休館
旭川館			
釧路館			
函館館			
岩見沢館	8:30～21:00		

※新型コロナウイルス感染防止対策により, 開館時間の短縮または休館する場合あり

## 2. 資料の貸出

利用者区分	館外貸出		構成館間貸出	
	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間
学部学生等	10冊以内	14日以内	5冊以内	30日以内
大学院生等	20冊以内	30日以内	10冊以内	30日以内
教員等・名誉教授	20冊以内	30日以内	10冊以内	30日以内
職員	10冊以内	14日以内	5冊以内	30日以内
利用を申し出た学外者	5冊以内	14日以内	—	—

※現在, 新型コロナウイルス感染防止対策として学外者の利用を制限中である

## 3. 各種サービス

サービス	内容
レファレンスサービス	利用案内, 文献所在調査, 事項調査の支援
文献複写・現物借用	所蔵していない資料の複写及び図書の取り寄せサービス
マイライブラリ	オンラインによる図書貸出状況確認, 文献複写・図書借用申込, 貸出予約, 購入希望図書申込の受付サービス(本学学生・教職員限定)
図書館ガイダンス	図書館で提供しているデータベースや電子ジャーナルの検索方法, 文献入手に関するガイダンス
学生希望図書申込	学修上必要な図書の購入申込(本学学生限定)
無線 LAN(Wi-Fi)	ノートパソコンやスマートフォンからインターネットへの接続サービス(本学学生・教職員限定)
利用紹介状の発行	他大学図書館等の利用に必要な場合に発行
一般市民への公開	一般市民の調査・研究・学習等を支援するための館内閲覧, 館外貸出, 情報検索及び参考調査等のサービス
Web 貸出サービス	北海道内学校勤務教員(小中学校, 高等学校, 幼稚園, 特別支援学校)を対象とした郵送等による資料貸出サービス

## 1. 施設一覧

令和3年4月1日現在

構成館	所在地	電話・FAX	
札幌館 (本館)	〒002-8503 札幌市北区あいの里5条3丁目1番6号	電話 (011)778-0284 (事務室) (011)778-0288 (閲覧室)	FAX (011)778-7052
旭川館	〒070-8621 旭川市北門町9丁目	電話 (0166)59-1234 (事務室) (0166)59-1235 (閲覧室)	FAX (0166)59-1244
釧路館	〒085-8580 釧路市城山1丁目15番55号	電話 (0154)44-3240 (事務室) (0154)44-3243 (閲覧室)	FAX (0154)44-3244
函館館	〒040-8567 函館市八幡町1番2号	電話 (0138)44-4228 (事務室) (0138)44-4231 (閲覧室)	FAX (0138)44-4381
岩見沢館	〒068-8642 岩見沢市緑が丘2丁目34番地1	電話 (0126)32-0238 (事務室) (0126)32-0240 (閲覧室)	FAX (0126)32-0253

## 2. 施設面積

(㎡)

構成館	閲覧 スペース	視聴覚 スペース	学習室等	書庫	事務室	その他	計(延面積)
札幌館	1,186	29	159	442	101	224	2,141
旭川館	576	26	270	580	43	312	1,807
釧路館	796	2	272	390	77	728	2,265
函館館	885	29	0	785	99	218	2,016
岩見沢館	470	7	131	297	84	56	1,045
合計	3,913	93	832	2,494	404	1,538	9,274

## 3. 設備

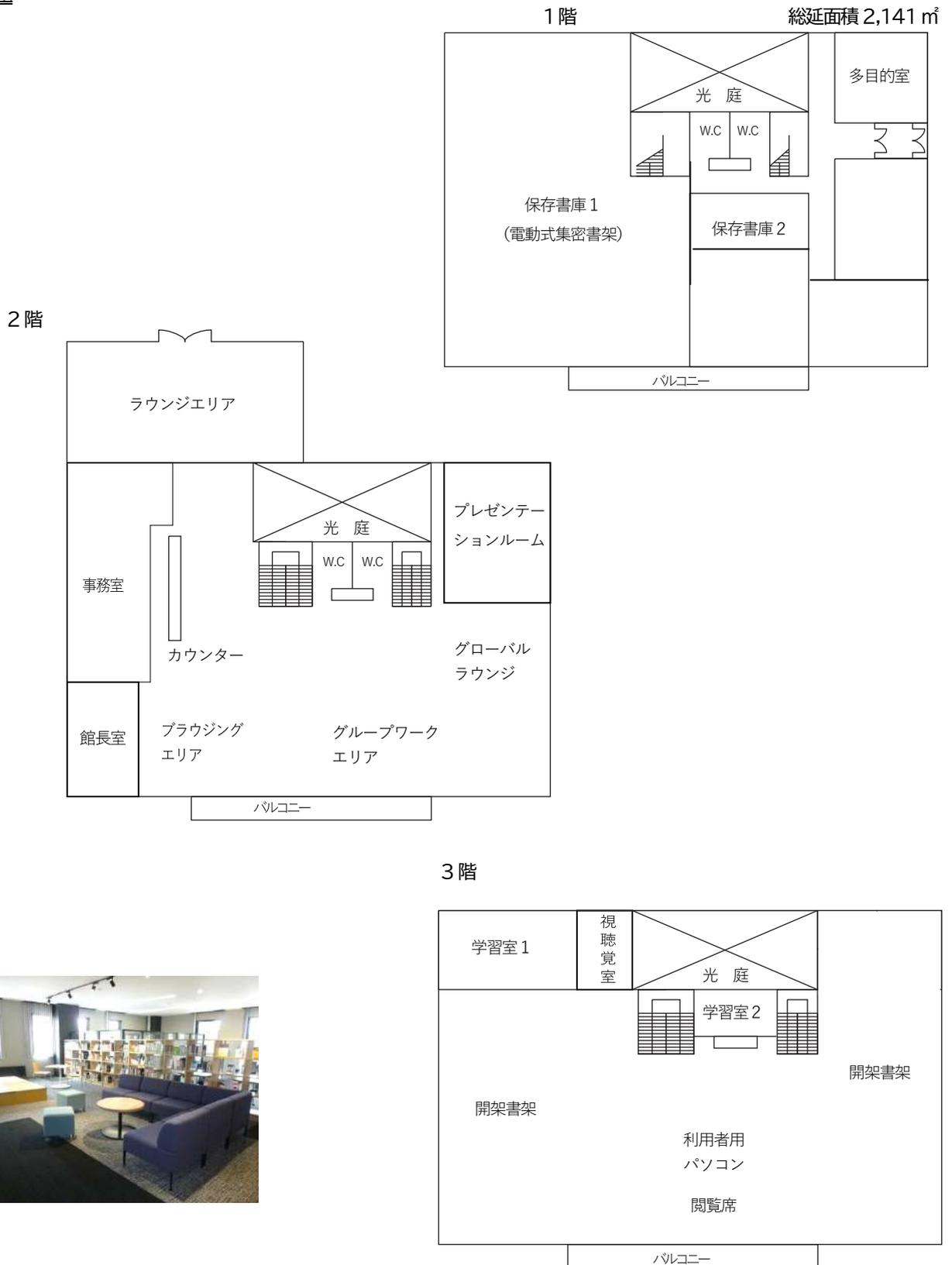
構成館	閲覧机 台数	閲覧 座席数	棚板延長(㎡)	書架収容 可能冊数	電動式 集密書架	入館管理 システム	ブックディ テクション	自動貸出 返却装置	電子 掲示板
札幌館	129	265	6,723	186,767	有	有	有	1	2
旭川館	100	162	6,417	178,250	有	有	有	1	2
釧路館	18	140	7,590	210,833	有	有	有	1	1
函館館	35	144	8,643	240,000	有	有	有	1	2
岩見沢館	41	102	6,046	168,000	有	有	有	1	2
合計	323	813	35,419	983,850	-	-	-	5	9

## 4. 視聴覚機器保有台数

機器名	札幌館	旭川館	釧路館	函館館	岩見沢館	合計
マイクロフィルムリーダープリンター	1	0	0	1	0	2
DVD プレーヤー	0	1	3	1	0	5
ブルーレイプレーヤー	4	3	2	2	5	16
ビデオデッキ	4	1	2	2	1	10
CD・LD プレーヤー	2	0	1	3	1	7
レコードプレーヤー	0	0	0	0	2	2
テープレコーダー	0	0	1	1	0	2
プロジェクタ付電子黒板	0	5	1	0	0	6
ボディソニック	0	0	0	1	0	1
大型モニター	1	0	2	0	0	3

5. 各館平面図

札幌館



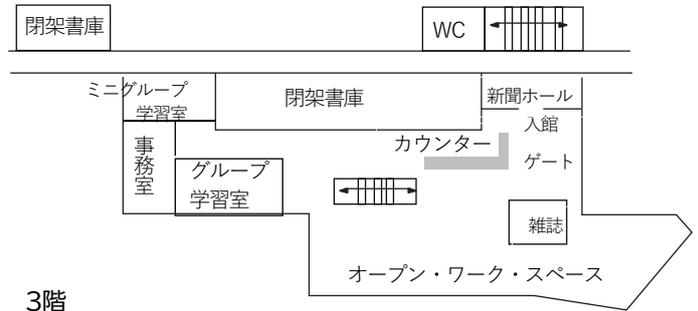
旭川館

1階

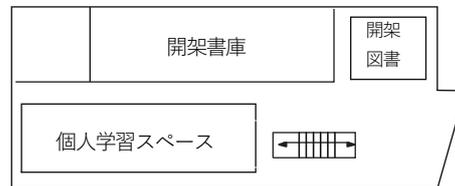


2階

総延面積 1,807 m<sup>2</sup>



3階



釧路館

1階

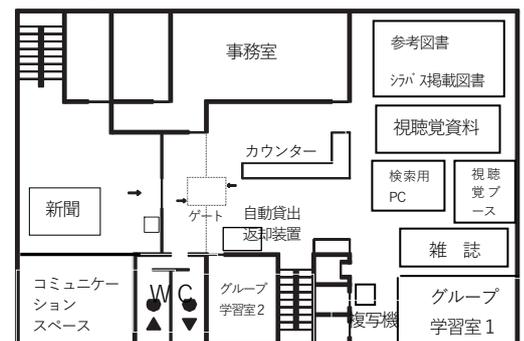


3階

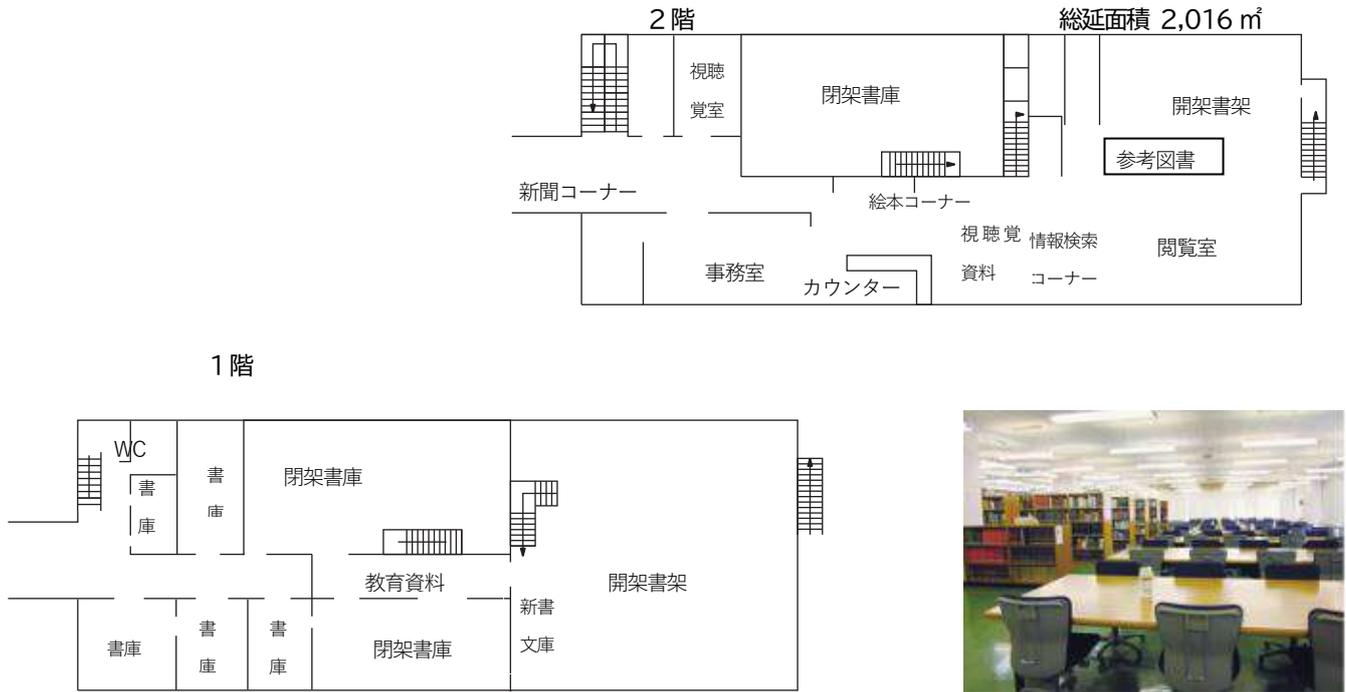


2階

総延面積 2,265 m<sup>2</sup>

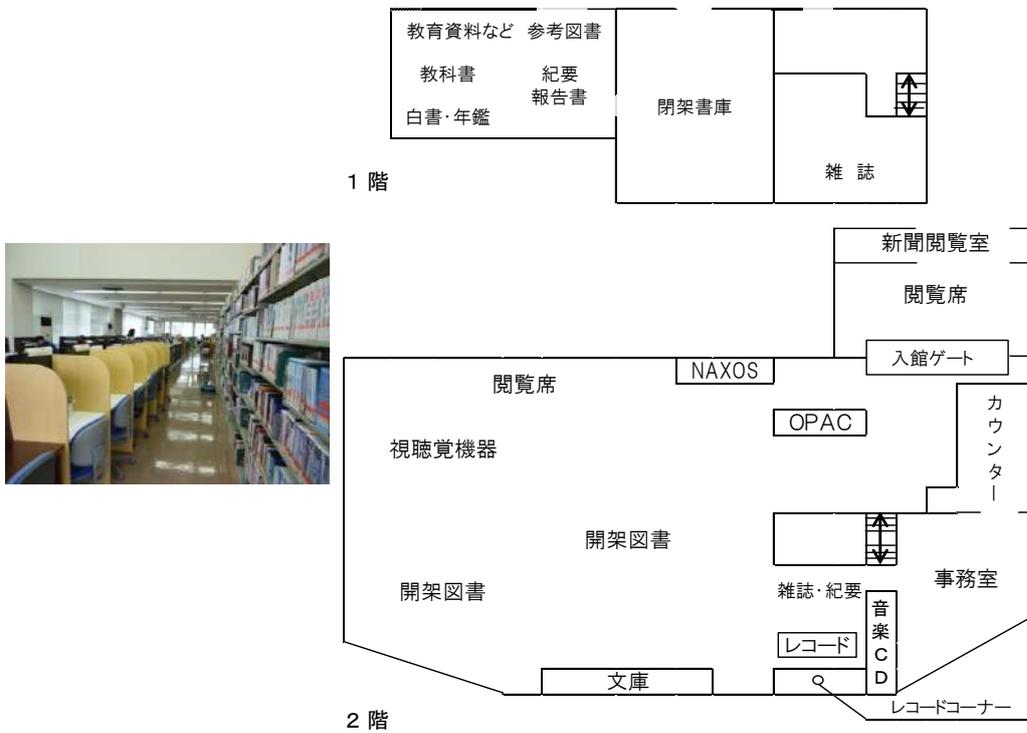


函館館



岩見沢館

総延面積 1,045㎡



## 北海道教育大学附属図書館規則

制定 平成16年4月1日  
平成16年規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学運営規則(平成26年規則第25号。以下「運営規則」という。)第13条第2項の規定に基づき、附属図書館の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 附属図書館は学生、職員、研究者及び地域の人々が必要とする学術情報資源を収集、組織化、保存、提供し、かつ、新たな価値を創生することによって、本学における教育研究活動を支援するとともに、国内外並びに地域社会における学術研究の進展及び文化の振興に寄与することを目的とする。

(構成館)

第3条 附属図書館に、これを構成する館として、札幌館、旭川館、釧路館、函館館及び岩見沢館(以下「構成館」という。)を置く。

(館長)

第4条 附属図書館長(以下「館長」という。)は、学長を助け、附属図書館に関する業務をつかさどる。

(構成館長)

第5条 構成館に、その長として、札幌館長、旭川館長、釧路館長、函館館長及び岩見沢館長(以下「構成館長」という。)を置く。

- 2 構成館長は、館長を補佐し、当該構成館の業務を掌理する。
- 3 館長は、構成館所在校の教授のうちから、構成館長候補者を学長に推薦し、学長が任命する。
- 4 構成館長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の構成館長の任期は、前任者の残任期間とする。

(附属図書館運営委員会)

第6条 附属図書館に、附属図書館の円滑な運営を図るため、附属図書館運営委員会を置く。

- 2 附属図書館運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。
  - (1) 館長
  - (2) 構成館長
  - (3) 各校から選出された第9条第2項第2号の構成館運営委員会委員 各1人
  - (4) 学術情報室長
- 3 附属図書館運営委員会は、附属図書館に関する次の事項を審議する。

- (1) 運営の基本に関する事項
- (2) 中期目標・中期計画及び年度計画の実施に関する事項
- (3) 規則の制定改廃に関する事項
- (4) 予算及び施設に関する事項
- (5) 構成館に共通の事業に関する事項
- (6) 構成館所蔵資料の共同利用の事業に関する事項
- (7) 教育の質保証に関する事項のうち附属図書館における学習環境の整備状況に関する事項

(8) その他必要と認められる事項

- 4 附属図書館運営委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した構成館長が、その職務を代理する。
- 6 附属図書館運営委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 7 議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 委員は、やむを得ない事由により出席できないときは、委員長に申し出て代理者を出席させることができる。
- 9 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を附属図書館運営委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 附属図書館運営委員会に、特別の事項を調査研究するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営については、別に定める。

(庶務)

第8条 附属図書館運営委員会に関する庶務は、学術情報室において処理する。

(構成館運営委員会)

第9条 構成館の円滑な運営を図るため、構成館に、それぞれ構成館運営委員会を置く。

- 2 構成館運営委員会は、当該校の次に掲げる委員で組織する。
  - (1) 構成館長
  - (2) 教員 若干人
  - (3) 各校室事務長(札幌館にあつては、学術情報室長)
- 3 構成館運営委員会は、当該構成館に関する次の事項を審議する。

- (1) 運営の基本に関する事項
- (2) 中期目標・中期計画及び年度計画の実施に関する事項
- (3) 規則の制定改廃に関する事項
- (4) 配分予算及び施設に関する事項
- (5) 教育の質保証に関する事項のうち附属図書館における学習環境の整備状況に関する事項
- (6) その他必要と認められる事項

4 この条に定めるもののほか、構成館運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日において、学長が行う構成館長の選考については、第5条第5項中「教授」とあるのは「教授又は助教授」と読み替えるものとする。

附 則(平成19年3月30日平成18年規則第63号)  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 29 日平成 22 年規則第 41 号)  
この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 26 日平成 23 年規則第 1 号)  
この規則は、平成 23 年 4 月 26 日から施行する。

附 則(平成 23 年 8 月 24 日平成 23 年規則第 42 号)  
この規則は、平成 23 年 8 月 27 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 7 日平成 23 年規則第 69 号)  
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則(平成 27 年 6 月 2 日平成 27 年規則第 25 号)
- 1 この規則は、平成 27 年 6 月 2 日から施行し、第 5 条第 3 項及び第 6 条第 2 項第 3 号を除き、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
  - 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、改正前の規則によって、構成館長として任命された者(同日に任期満了となる者を除く。)は、この規則の第 5 条第 3 項の規定により任命された構成館長とみなす。
  - 3 この規則の施行日の前日において、改正前の規則によって図書館運営委員会委員として選出された委員は、この規則により附属図書館運営委員会委員として選出された委員とみなし、その任期は、施行日の前日に図書館運営委員会委員として任命されていた期間の終期までとする。

附 則(令和 2 年 10 月 19 日令和 2 年規則第 73 号)  
この規則は、令和 2 年 10 月 19 日から施行し、平成 30 年 9 月 11 日から適用する。

附 則(令和 3 年 3 月 25 日令和 2 年規則第 125 号)  
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 北海道教育大学附属図書館利用内規

制定 平成 16 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、北海道教育大学附属図書館規則(平成 16 年規則第 20 号)第 11 条の規定に基づき、附属図書館の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この内規において「利用」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 図書館資料の館内閲覧、館外貸出及び構成館間貸出
- (2) 参考調査
- (3) 文献複写
- (4) 相互利用
- (5) 附属図書館の機器及び施設の利用

2 この内規において「図書館資料」とは、附属図書館が所蔵する次に掲げるものをいう。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 視聴覚資料
- (4) 電子的資料
- (5) 貴重資料
- (6) その他の資料

3 この内規において「利用者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 北海道教育大学(以下「本学」という。)の学部学生及び館長又は構成館長(以下「館長等」という。)がこれに準ずると認められた者(以下「学部学生等」という。)
- (2) 本学の大学院生及び館長等がこれに準ずると認められた者(以下「院生等」という。)
- (3) 本学の教職員及び館長等がこれに準ずると認められた者(以下「教職員等」という。)
- (4) 本学の名誉教授
- (5) 附属図書館の利用を申し出た学外者(図書館利用証)

第 3 条 附属図書館を利用しようとする者には、申し出により、図書館利用証を交付する。ただし、前条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者は、学生証を図書館利用証とすることができる。

2 図書館利用証を紛失した者は、直ちに届け出、再交付を希望するときは、所定の手続により、再交付を受けることができる。

3 図書館利用証は、他人に転貸してはならない。この場合において、転貸により生じた事故の責めは、本人が負うものとする。

(開館時間及び休館日)

第 4 条 開館時間及び休館日は次のとおりとする。ただし、館長等が必要と認めるときは変更することができる。

開館時間	平日	8時30分～22時00分 (岩見沢館にあっては、 8時30分～21時00分)
	国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに日曜日及び土曜日	10時00分～17時00分
休館日	年末年始(12月29日～1月3日)	
	入学試験、定期試験及び諸行事等の実施に伴い休館する日	
	館内図書整理等に伴い臨時に休館する日	

(館内閲覧)

第5条 利用者は、各構成館閲覧室等で当該構成館の図書館資料を自由に閲覧することができる。ただし、次に掲げる図書館資料については、所定の手続を経て、閲覧することができる。

- (1) 書庫に所蔵する図書館資料
- (2) 貴重資料
- (3) 電子的資料

2 館長等は、閲覧室が非常に混雑している場合等、学生の学習及び教員の教育研究に支障をきたすおそれがあると認めるときは、図書館資料の閲覧を制限することができる。

(閲覧資料の制限)

第6条 前条にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を制限することができる。

- (1) 図書館資料の原資料を利用に供することにより、当該原資料の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は附属図書館において当該原資料が現に使用されている場合
- (2) 個人又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。)第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合で、当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件にしている場合の当該期間が経過するまでの間
- (3) 情報公開法第5条第1号及び第2号に規定する情報(個人情報に係る部分等)が記録されていると認められる場合における当該情報が記録されている部分

(館外貸出)

第7条 利用者は、所定の手続を経て、図書館資料の貸出を受けることができる。

2 貸出資料の冊数、期間及び貸出禁止資料は次のとおりとする。ただし、館長等が必要と認めるときは変更することができる。

(1) 貸出冊数及び貸出期間

利用者区分	貸出冊数	貸出期間
学部学生等	10冊以内	14日以内
院生等	20冊以内	30日以内
教員等・名誉教授	20冊以内	30日以内
職員	10冊以内	14日以内
利用を申し出た 学外者	5冊以内	14日以内

(2) 貸出禁止資料

- ア 貴重資料
- イ 参考図書
- ウ 逐次刊行物
- エ 視聴覚資料
- オ その他館長等の指定した資料

3 貸出を受けた利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその図書館資料を返却しなければならない。

- (1) 返却期限が到来したとき。
- (2) 本学の学部学生等、院生等及び教職員等がその身分を失ったとき。
- (3) 館長等が必要と認めるとき。

(構成館間貸出)

第8条 利用者のうち第2条第3項第1号から第4号までに掲げる者は、所定の手続を経て、他の構成館から図書館資料の貸出を受けることができる。

2 貸出資料の冊数、期間及び貸出禁止資料は次のとおりとする。ただし、館長等が必要と認めるときは変更することができる。

(1) 貸出冊数及び貸出期間

利用者区分	貸出冊数	貸出期間
学部学生等	5冊以内	30日以内
院生等	10冊以内	30日以内
教員等・名誉教授	10冊以内	30日以内
職員	5冊以内	30日以内

※貸出期間には、搬送に要する日数を含む。

(2) 貸出禁止資料

- ア 貴重資料
- イ 参考図書
- ウ 逐次刊行物
- エ 視聴覚資料
- オ 新着図書(受入日から1月未満のもの)
- カ その他館長等の指定した資料

3 貸出を受けた利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその図書館資料を返却しなければならない。

- (1) 返却期限が到来したとき。
- (2) 本学の学部学生等、院生等及び教職員等がその身分を失ったとき。
- (3) 館長等が必要と認めるとき。

(参考調査)

第9条 利用者は、学習、教育又は研究のために必要な文献調

査及び情報の提供を依頼することができる。

(文献複写)

- 第10条 利用者は、学習、教育又は研究のため必要があるときは、所定の手続により、文献複写を依頼することができる。
- 2 利用者のうち第2条第3項第1号から第4号に掲げる者は、所定の手続により、他の機関の図書館等及び他の構成館が所蔵する資料の複写を依頼することができる。
- 3 本学の文献複写料金は、学内の構成館間の依頼でその経費を移算するものを除き、次のとおりとし、送料は、実費を徴収するものとする。

利用者区分	電子式複写(A3判以下)1枚につき	
	モノクロ	カラー
学内	20円	35円
学外	40円	70円

(相互利用)

- 第11条 利用者のうち第2条第3項第1号から第4号に掲げる者は、所定の手続により、他の機関の図書館等への訪問利用及び他の機関の図書館等が所蔵する資料の利用について斡旋を依頼することができる。
- 2 他の機関の図書館等から、利用の依頼があったときは、学内の利用に支障のない範囲内でこれに応ずるものとする。
- 3 資料の利用にあたり、図書館間の現物貸借に伴う送料は、特別の定めがない限り、実費を徴収するものとする。

(研究室備付資料)

- 第12条 教員は、第7条にかかわらず、研究費等の経費によって購入した図書館資料を、研究室等に備え付けることができる。
- 2 教員は、前項により備え付けた図書館資料を必要としなくなったとき又は退職、転任等により、その身分を失ったときは、直ちに返却しなければならない。
- 3 研究室備付資料のうち、利用者から利用の申し出があったものは、支障のない限り利用に供するものとする。

(弁償責任)

- 第13条 利用者は、故意又は過失により、図書館資料を汚損若しくは亡失したとき又は附属図書館の施設若しくは機器に損害を与えたときは、これを弁償しなければならない。

(利用規律)

- 第14条 利用者は、附属図書館の利用に当たっては、図書館職員の指示に従わなければならない。
- 2 館長等は、図書館職員の指示に従わない者又はこの内規に違反した者に対し、利用を禁止することができる。

(雑則)

- 第15条 利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの内規を常時閲覧室内に備え付けるものとする。
- 2 この内規に定めるもののほか、附属図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日)

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月26日)

この内規は、平成23年4月26日から施行する。

附 則(平成27年2月24日)

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日)

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月26日)

この内規は、令和元年10月1日から施行する。

## 北海道教育大学附属図書館自己評価専門委員会内規

制定 平成16年4月1日

(設置)

第1条 北海道教育大学附属図書館規則(平成16年規則第20号)第7条の規定に基づき、附属図書館の目的及び社会的使命を達成するため、附属図書館の活動状況等について自ら点検及び評価し、その改善向上を図ることを目的に、北海道教育大学附属図書館自己評価専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 自己点検評価の実施方針の策定に関すること。
- (2) 自己点検評価の実施計画に関すること。
- (3) 自己点検評価の実施及び報告書の作成に関すること。
- (4) 自己点検評価の公表に関すること。
- (5) その他自己点検評価及び改善に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 附属図書館運営委員会委員 各構成館1人
- (3) 学術情報室長
- (4) 学術情報室副室長

(任期)

第4条 前条第2号の委員の任期は、各構成館運営委員会委員の任期と同一とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

- 2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学術情報室が行う。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、附属図書館運営委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日)

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月23日)

この内規は、平成27年7月23日から施行する。

附 則(令和3年3月30日)

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

## 北海道教育大学における附属図書館の内部質保証に関する自己点検評価実施要項

制定 令和3年3月30日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則(令和2年規則第106号)(以下「内部質保証規則」という。)第4条に基づき、附属図書館における学習環境の整備状況に関する点検及び評価(以下「自己点検評価」という。)について必要な事項を定める。

(自己点検評価)

第2条 自己点検評価は、附属図書館運営委員会が、各構成館運営委員会(以下「各委員会」という。)と連携し実施する。自己点検評価の項目は、次のとおりとし、評価基準、点検・評価の方法は別に定める。

- (1) 学術資料の整備状況
- (2) 図書館の利用状況
- (3) 図書館の施設・設備の整備状況
- (4) 図書館に対する満足度の状況
- (5) その他必要と認められる事項

(実施の手順等)

第3条 自己点検評価は、次のとおり実施する。

- (1) 附属図書館運営委員会は、前条の評価基準、点検・評価の方法を踏まえ、実施スケジュール等自己点検評価の実施に必要な事項を決定し、各委員会に対してこれを通知する。
- (2) 各委員会は、前項の通知に従って自己点検評価を実施し、その結果を附属図書館運営委員会に報告する。ただし、改善の必要性を認める事項があった場合は、併せて改善案を提出する。
- (3) 附属図書館運営委員会は、前号の報告及び改善案を踏まえた自己点検評価を行ったうえで、附属図書館全体の学習環境の整備状況に関する自己評価報告書及び改善計画案を作成し、北海道教育大学自己点検評価委員会(以下「評価委員会」という。)に提出する。

(自己点検評価の実施時期)

第4条 自己点検評価は、毎年度実施する。

(関係者からの意見聴取)

第5条 附属図書館運営委員会は、関係部署と連携し、定期的に、在学生から意見を聴取し、自己点検評価に活用する。意見聴取の内容、時期、方法等については、別に定める。

(他の評価結果等の活用)

第6条 附属図書館運営委員会及び各委員会は、自己点検評価を行うにあたっては、大学機関別認証評価、分野別認証評価等の第三者評価の結果を活用することができる。

(改善の実施及び報告)

- 第7条 内部質保証規則第5条第3項に基づく学長からの指示があった場合は、附属図書館運営委員会は、当該指示に基づき、全学に係る改善措置等を実施するとともに、各委員会に必要な指示をする。
- 2 各委員会は、前項の指示に基づく改善措置等を実施し、その進捗状況、改善結果等を附属図書館運営委員会に報告する。
- 3 附属図書館運営委員会は全学及び各委員会の改善措置等の進捗状況及び改善結果等を取りまとめ、これを評価委員会に報告する。

#### 附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

## 国立大学法人北海道教育大学学術リポジトリ管理運営規則

制定平成20年3月21日

平成19年規則第92号

(設置)

第1条 国立大学法人北海道教育大学(以下「本学」という。)に、本学における教育研究活動等の成果物(以下「コンテンツ」という。)を収集し、電子的に蓄積・保存し、及びネットワークを通じて学内外に公開するため、学術リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)を置く。

(統括責任者)

第2条 リポジトリの管理運営を統括するため、統括責任者を置き、附属図書館長をもって充てる。

(委員会)

第3条 リポジトリの管理運営に関する事項を審議するため、国立大学法人北海道教育大学運営規則(平成26年規則第25号)第26条第2項に基づき、北海道教育大学学術リポジトリ委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 統括責任者
- (2) 各構成館長
- (3) 学長が指名する教員 1人
- (4) 学術情報室長
- (5) その他統括責任者が必要と認めた者 若干人

3 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) リポジトリの構築、運用及び推進に関すること。
- (2) リポジトリの広報、公開及び実施計画に関すること。
- (3) リポジトリと関連データベース等との連携に関すること。
- (4) リポジトリと関連組織等との連携に関すること。
- (5) その他リポジトリに関し必要な事項

4 第2項第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、統括責任者をもって充てる。

6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

8 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

9 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(提供資格者)

第4条 リポジトリにコンテンツを提供できる者(以下「提供資格者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍する、又は在籍した役員及び教職員その他これに準ずる者
- (2) 本学に在籍する、又は在籍した大学院学生
- (3) その他委員会が特に認めた者

(登録できるコンテンツ)

第5条 リポジトリにおいて登録することができるコンテンツは、原則として次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 提供資格者が本学在籍中に単独又は他の者と共同で作成した教育研究成果であること。
- (2) 公開等を行うことについて、法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。
- (3) その他公開等を行うことについて問題が生じないものであること。

(コンテンツの提供及び登録)

第6条 コンテンツを提供しようとする者は、北海道教育大学学術リポジトリ登録許諾書(別記様式)を添えて、コンテンツを統括責任者に提出するものとする。

2 統括責任者は、著作権等を確認のうえ、コンテンツをリポジトリに登録するものとする。

(コンテンツの利用)

第7条 統括責任者は、リポジトリに登録されたコンテンツを次に掲げる方法により利用するものとする。

- (1) 当該コンテンツを複製し、リポジトリを構成するサーバに格納する。
  - (2) ネットワークを通じて前号の複製物を不特定多数に無料で公開(送信)する。
  - (3) 利用・保存のため必要な複製・媒体変換を行う。
- 2 統括責任者は、前項各号に掲げた利用方法以外による利用は行わないものとする。
- 3 統括責任者は、ネットワークを通じてコンテンツを利用する者(以下「利用者」という。)に対し、著作権法を遵守するよう周知するものとする。

(著作権に係る利用許諾)

第8条 コンテンツの著作権に係る利用許諾の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) コンテンツの著作権がコンテンツの提供を行った者(以下「提供者」という。)のみに帰属している場合、提供者は本学に対し、前条第1項に掲げる利用を無償で許諾する。
- (2) コンテンツの著作権が提供者を含め複数の者に帰属している場合、提供者は本学に対し、前条第1項に掲げる利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得ておかななければならない。
- (3) コンテンツの著作権が提供者以外に帰属している場合、提供者に代わり本学が、前条第1項に掲げる利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得なければならない。なお、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合にはこれを要しない。
- (4) コンテンツがリポジトリに登録された後も、著作権は本学に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

(コンテンツの削除)

第9条 統括責任者は、次のいずれかに該当する場合は、登録されたコンテンツを削除することができる。

- (1) 提供者から削除の申請があり、委員会がこれを承認した場合

- (2) 公序良俗に反する、盗用・剽窃による成果である、又は内容が著しく不適切等の理由により、委員会が削除することを適当であると判断した場合

(免責条項)

第10条 登録されたコンテンツの内容に関する責任は、当該提供者が負うものとする。

2 本学は、登録されたコンテンツを利用することによって生じた利用者又は提供者のいかなる損害・不利益についても、一切責任を負わないものとする。

(庶務)

第11条 この規則に基づく事務処理及び委員会の庶務は、学術情報室が行う。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、リポジトリの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月7日平成23年規則第70号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月2日平成27年規則第10号)

この規則は、平成27年6月2日から施行する。

附 則(平成30年3月27日平成29年規則第43号)

この規則は、平成30年3月27日から施行する。

附 則(令和元年5月1日令和元年規則第1号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

## 北海道教育大学附属図書館資料収書方針

平成23年2月18日制定

平成26年4月1日改正

附属図書館長裁定

北海道教育大学(以下、「本学」という。)は、「真理を探究する教育研究の現場として、学術文化を創造しつつ、豊かな教養と高い専門性を備え、地域を担う人材を養成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に貢献することを目的」(学則第1条)としている。また、本学における人材の養成に関する目的等に関する規則等において、人材の養成に関する目的等を定めている。

附属図書館は、この目的の実現のために、本学の教育・研究・学習活動の基礎となる資料を充実させ、大学図書館として本学構成員はもとより社会的要請に応えうる蔵書構築をする使命がある。また、収書によって築かれる蔵書は利用者サービスの基本であり、かつ大学図書館に対する社会的評価基準の一つである。

よって、収書に関する基本方針、収書体制等必要な事項について以下のとおり定める。

(基本方針)

第1 収書に当たっては、次の事項について留意するものとする。

- (1) 学部、大学院及び別科(以下「学部等」という。)のカリキュラム並びに学部等の目指す人材養成に役立つ資料を収集する。
- (2) 蔵書構成・研究動向に留意しつつ、長期的展望に立って広く体系的に資料を収集する。
- (3) 特定の主義・主張、思想・信条に偏らず幅広く均衡のとれた収集を行う。
- (4) 情報媒体の多様化及び紙媒体の廃止・代替等による新しいメディアの資料については、各分野の資料要求、利用頻度、経済性、耐用年数等を考慮した上で積極的に収集する。
- (5) 高額資料の収集に当たっては、重複購入を避ける等、予算の効率的な執行に務める。
- (6) 地域社会への貢献も考慮した資料を収集する。

(収書体制)

第2 収書に当たっては、各構成館に収書委員会を置き、各キャンパスの特色に応じた構成館収書方針及び収書計画を策定して行うものとする。

2 収書委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 構成館長
- (2) 構成館運営委員会委員
- (3) 図書館職員 若干人
- (4) 構成館長が必要と認めた者 若干人

3 収書委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(更新・保存)

第3 魅力ある蔵書構成の実現・維持並びに新規資料の収納場所を確保するため、構成館運営委員会で資料保存基準を定めるとともに、定期的な資料の更新に務めるものとする。

(その他)

第4 この方針は、本学のカリキュラムの変更、研究動向、利用者要求の変化等に対応するため、定期的な点検と見直しを行うものとする。

## 北海道教育大学附属図書館除籍要項

制定 平成 26 年 3 月 5 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、北海道教育大学附属図書館規則(平成 16 年規則第 20 号。以下「図書館規則」という。)第 11 条の規定に基づき、附属図書館において管理する図書の除籍に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 附属図書館は、有効な利用環境の維持及び整備に努めるとともに、新たな蔵書スペースを確保するため、図書の除籍を行い、学習支援の場としての充実を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書 北海道教育大学附属図書館利用内規(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 2 条第 2 項に規定する図書館資料をいう。
- (2) 除籍 図書を、図書原簿及び図書館情報システムから除外することをいう。

(対象)

第 4 条 附属図書館は、次の各号に該当する図書を除籍することができる。

- (1) 破損、汚損又は劣化が甚だしく、かつ、修理が不可能又は修理費用が当該図書の取得等に要する費用より高価であると認められるもの。
- (2) 図書の内容が改訂又は改版等により利用価値を失い、保存の必要がないと認められるもの。
- (3) 電子媒体等の代替メディアが利用可能で、保存の必要がないと認められるもの。
- (4) 重複図書で、今後の利用が見込まれず、複数保存の必要がないと認められるもの。
- (5) その他除籍が適当と認められるもの。

(手続)

第 5 条 図書館規則第 5 条に規定する構成館長(以下「構成館長」という。)は、図書館規則第 9 条に規定する構成館運営委員会の議を経て、除籍の決定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属図書館長(以下「館長」という。)が必要と認める場合は、図書館規則第 6 条に規定する附属図書館運営委員会(以下「附属図書館運営委員会」という。)の議を経て、除籍の決定を行うものとする。

(処理)

第 6 条 構成館長は、除籍を決定した図書について、他構成館への所在の変更又は他機関への譲渡等を予定しているものを含めた除籍リストを作成し、当該構成館が所在する校の国立大学法人北海道教育大学物品管理細則(平成 16 年細則第 8 号)別表第 2 に規定する分任物品管理役(札幌館にあっては、学術情報室長)に通知するものとする。

(連携)

第 7 条 附属図書館は、紙媒体資料の共同管理(シェアード・プリント)の考え方にに基づき、分担保存及び収集の取組みを推進するため、構成館間における情報の共有と連携を常に図るものとする。

(その他)

第 8 条 この要項に定めるもののほか、除籍に関し必要な事項は、附属図書館運営委員会の議を経て、館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。



令和3年7月発行  
編集・発行 北海道教育大学附属図書館  
〒002-8503 札幌市北区あいの里5条3丁目1番6号  
電話 (011) 778 - 0284  
FAX (011) 778 - 7052  
<https://s-opac.sap.hokkyodai.ac.jp/library/>